

ASEANの経済統合に伴う越境投資とその社会 環境影響に関する研究

喜田, 徹生 / KIDA, Tetsuo

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

105

(発行年 / Year)

2016-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第373号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2016-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013070>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	喜田 徹生
学位の種類	博士（公共政策学）
学位記番号	第 593 号
学位授与の日付	2016 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 武貞 稔彦 副査 教授 藤倉 良 副査 教授 金子 慎治

ASEAN の経済統合に伴う越境投資とその社会環境影響に関する研究

博士学位申請者からの論文提出を受け、審査小委員会として行った審査の結果を以下の通り報告する。

1. 本論文の主題

ASEAN 諸国では 2015 年 12 月 31 日に AFTA（ASEAN Free Trade Area : ASEAN 自由貿易圏）が発足し、関税の多くが撤廃され、投資が自由化されるなど経済統合が加速している。インドシナ半島では中進国のタイにある企業が賃金レベルの低い周辺諸国であるミャンマーやカンボジア、ラオスに投資をさらに進め、より多くの工場が建設・稼働することが予想される。タイでは、公害規制は法制度も整備され、一定程度の運用もなされるようになってきた。しかし、周辺諸国は法制度が未整備であるか、整備されていても運用が伴っていない。経済統合の進行に伴って周辺諸国の環境が悪化するおそれがあるのか。本論文は、NAFTA（北米自由貿易協定）やインドにおいて直接投資で建設された工場や工業団地など先行事例と比較しつつ、そのリスクを分析し、公害発生リスクの低減策を提案したものである。

2. 本論文の要旨

第 1 章は序論として、申請者が本研究に着手するに至った経緯が示されている。

第 2 章では、AFTA がタイ周辺諸国の工業化プロセスにどのような影響を及ぼすかについて考察している。

以前は、日本企業がタイに工場を建設し、日泰の賃金格差を利用して製品を安価に製造し、これを、日本や第三国に輸出する生産のフラグメンテーション（生産プロセスを複数の国で分散すること）が行われていた。しかし現在では、タイの工業化の進展に伴

い、タイ企業が中核となって周辺諸国に製造拠点を移し、製品をタイや第三国に輸出する新しい形のフラグメンテーションが進行しつつある。

タイの最低賃金はこれまで地域別に３段階に分けられ、バンコクから遠方に行くほど低くなっていた。しかし、2013 年 1 月 1 日からタイ政府は、全国一律 1 日 300 バーツとする政策を実施した。そのため、低賃金で雇用を吸収していた遠隔地のメリットが制度上は失われることとなった。この政策がタイの外側への工場移転をさらに促進させるのではないかと考えられる。

申請者はミャンマー国境近くのタイの町、メソットに香港企業が立地した縫製工場の経営者やそこで働くミャンマー人従業員にヒアリングを行い、実態を調査した。その結果、最低賃金は順守されておらず、この政策がミャンマーへの投資を促す効果は大きくないことを明らかにした。一方で、ミャンマー人労働者は多少給与が安くなっても、ミャンマーに帰還して仕事を続けたいという意思を有している。また、法令コンプライアンスを重視する多国籍企業は最低賃金の実施に伴ってタイから周辺国への移転を検討している。したがって、ミャンマー側のインフラ整備が進めば、タイで働く労働者はミャンマーに帰国し多国籍企業の投資が進む可能性が高いことも明らかになった。

一方、ミャンマー政府の側は国境をはさんでメソットに向かい合うカレン州への対外直接投資の受け入れには慎重になっている。同地域では政府と少数民族のカレン族との紛争が長期化しているため、外国人の訪問には神経質になっているからである。しかし、対外直接投資は受入国の工業化に大きく寄与する。ここで参考となるのが、NAFTA 締結前にメキシコで実施されてきたマキラドーラである。この制度では、地域全体を輸出加工保税区にするのではなく、免税措置が適用されるマキラドーラ工場を個別に指定していた。ミャンマー政府も同様の制度を採用し、工場毎に審査・指定を行えば、外国人の訪問も制御できると考えられる。また、国全体の工業化を促進するためには国境地帯の工場を支えるサポーティングインダストリーを国内で育成することが肝要である。

第 3 章では、越境投資の工業化に伴い、投資先の公害が顕在化するリスクについて検討している。

越境投資の工業化によって環境悪化が顕在化した典型事例は NAFTA 実施前のメキシコの米国国境隣接地帯である。米国が投資した工場によって、同地域の公害が深刻化した。NAFTA を締結するにあたり、メキシコは米国、カナダと環境に関する付属協定を締結し、環境法の運用を徹底し、環境の改善に成功した。

ASEAN は NAFTA や EU に比較すると加盟国に課せられる義務はゆるく、ゆるやかな連合体となっている。環境については、ASEAN 社会文化共同体 (ASCC) の実現を目指しているが、その基本となる ASCC ブループリントには環境について項目は設けられているが、具体的な義務や執行体制についての言及はない。現状のままでは、NAFTA のような環境改善効果は期待できない。

先行事例として、インドに立地している 6 か所の工業団地の環境対策を比較した。そ

の結果、共同排水処理装置が設置されているのは3か所、共同で廃棄物処理が行えるのは1か所にすぎなかった。そして、共同の公害対策が行われていない工業団地ほど土地の賃貸料が安価に設定されていた。インドは環境法制度こそかなり初期から整備されているが適正な運用が行われていない。共同排水施設が設置されていない工業団地に立地する日系企業では、法令順守のために自社で排水処理装置を設置し、処理して放流していた。

カンボジアで開発された5か所の工業団地においても、同様の結果であり、日本民間資本や円借款で建設された2か所には排水処理施設が設置されているが、中国資本やカンボジア資本のものには設置されていない。そして、後三者の借地料は前二者より低く設定されていた。

このような現状を鑑みると、環境法制度が未整備なミャンマーで越境投資が進行すると、メキシコのように公害が顕在化するリスクがある。

第4章では、第3章までのまとめと、それを踏まえた政策提言が行われている。

ASEANは現状では加盟国の環境政策に対して強制力のある措置をとることはできない。しかし、経済統合が進むにつれて、タイ周辺国の公害が深刻化するリスクが考えられる。同地域ではNAFTAの付属環境協定のような制度を導入するなど、環境悪化が進む前に国際的な手段を講じる必要がある。

3. 本論文の特色と評価

本論文は、現下の経済のグローバル化、特に地域経済統合の流れの中で、ASEAN地域とりわけメコン地域の経済統合に着目した論文である。また、日本が官民をあげて関与を深めているメコン地域を中心とした越境投資に関する研究であり、関係者、特に投資を検討する企業、企業側を誘致すると同時に企業活動を規制する立場の受け入れ国政府や社会、そして労働者などの関係者にとって考慮すべき点を示す内容であり時宜を得た、価値のある論文であると評価できる。

一方で、審査小委員会としては、12月12日に実施した口頭試問の結果、論文の中に以下の不足もしくは修正を検討すべき点があると判断した。もとより本論文のみで全ての研究成果を網羅し全ての課題に答え尽くせるものではない。小委員会としては、論文提出者の今後の研究活動に課題として残る部分があることも予め肯定しつつ、以下の2点の修正の検討を求めた。

(1) 調査研究のファインディングと論文としての構成の再整理

本論文では、経済統合が進みつつあるメコン地域での企業の越境投資にかかる行動原理とそのインパクトについて調査研究が行われている。しかし、さまざまな（予想される）事象に関する価値判断が、誰の立場からどのような観点で行われているかという点について、異なる視点および記述が混在していると思われる。例えば、ある企業の投資

行動が受け入れ国にとってプラスなのか、またある国の規制が企業にとってプラスなのかマイナスなのか、といった点が、並列にプラスマイナスとして論じられている印象がある。全体的には企業の投資行動の動機付けや投資行動の予想される帰結について企業側を主体に記述されていると思われる。しかしそうだとすると、論文題目の「越境投資とその社会環境影響に関する研究」という、いずれかという受け入れ社会（もしくは投資元の社会）への社会環境や自然環境への影響を中心とした記述を予想させる題目には違和感が生じる。

既に査読論文として学術誌に掲載された研究成果があり、論文の構成要素としては質、量の観点から整っていると判断されるところ、それらの研究成果をつなぐ（もしくは貫く）研究の視点をより明確にすることが望まれる。特に、論文にある「多国籍企業による越境投資という分析視角」を、たとえば投資主体である企業と他のステークホルダーとの利害として更に精緻にすることや、問いを組み直すことなどが望ましい対応だと思われる。

博士の学位が公共政策学となっていることから、企業の経済合理性に基づく投資行動を確認した先に、社会にもたらす利害得失やそれらにかかわる政策面での示唆がもたらされることが、当研究科の研究成果としてはより望ましいと考えられる。

（２）形式面での誤字脱字の修正

審査小委員会の指摘をうけて 2016 年 1 月 8 日に修正済みの論文が提出された。あらためて審査小委員会委員が確認した結果、提出された論文では必要な修正が加えられ、論旨はより明確になったと言える。その結果、越境投資を考慮する企業の行動様式を、労働力の適正な活用、環境配慮の実施といった観点で分析／検討することを通じ、地域経済統合がもたらす越境投資の実情についてより立体的な理解をもたらす研究となった。

４．研究成果の公表の状況（論文投稿や学会発表の状況）

申請者は以下の通り、査読付き論文投稿および学会発表の実績を有している。

- ① 喜田徹生、藤倉良(2013) 東南アジアにおける経済統合と越境開発 ―タイ・ミャンマー国境におけるマキラドーラの形成に関する考察―、国際開発学会第 24 回全国大会（大阪大学）、2013 年 11 月 30 日
- ② Tetsuo Kida and Ryo Fujikura (2014) A chance in Myanmar induced by the minimum wage policy in Thailand: A case study of Myawaddy industrial area, *International Journal of Social Science Studies*, Vol.3, No.1, pp.38-46, DOI:10.11114/ijsss.v3i1.542
- ③ Tetsuo Kida and Ryo Fujikura (2015) Pollution Risks Accompanied with Economic Integration of ASEAN Countries and the Fragmentation of

Production Processes, *International Journal of Social Science Studies*, Vol.3, No.5, DOI: 10.11114/ijsss.v3i5.915

- ④ 喜田徹生(2015) ASEAN のフラグメンテーションと環境対策、国際開発学会 第16回春季大会（法政大学）、2015年6月7日

5. 口頭試問等

2015年12月22日に実施された口頭試問における質疑応答での対応、その後の審査小委員会からの指摘に対する対応、いずれにおいても申請者の対応は十分なものであったと言える。

6. 審査結果

本小委員会では喜田徹生氏の学位請求論文について、博士（公共政策学）の学位授与に値すると判断し、学位の授与を推薦する。

以上